

## 『消防自動車の運転資格について』

2013.2.23

中央分団長 那智博行

◆**一般車両と同様に通常走行する場合**(赤色灯を点灯させての歳末警戒・町内巡回または訓練会場への移動)には、下記の運転免許証の取得と条件が必要です。条件に違反した場合は「無免許運転」1年以下の懲役又は30万円以下の罰金と減点19点となります。

①平成19年6月1日以前に「普通免許証」を取得した団員は、中央1部～6部の消防自動車を運転することが出来ます。但し、オートマ車(AT)限定の免許取得者は、マニュアル車(MT)の中央1部・4部・5部・6部の車両は運転出来ません。

②平成19年6月2日以降に「普通免許証」を取得した団員は、中央1部・2部・3部・5部・6部の車両を運転することが出来ます。但し、オートマ車(AT)限定の免許取得者の場合は、マニュアル車(MT)の中央1部・5部・6部車両は運転出来ません。また、中央4部車両に関しては、免許区分改正により新たに「中型自動車免許証」以上が必要となり、普通免許証では運転が出来ません。

◆**緊急車両(災害出動)を運転する場合**、上記の「①・②の運転資格」に加え、下記の③が必要条件です。違反した場合は「大型自動車等無資格運転」6か月以下の懲役又は10万円以下と減点12点となります。

③緊急自動車を運転できる団員は「**普通免許証**」取得後、**2年以上経過した団員**。但し、上記②の団員は中央4部車両へは「**中型免許証**」以上取得後、**3年以上経過**していなければならない。

- 参考資料として -

### 【緊急車両の条件】

300メートル離れても発光が確認出来る赤色の警光灯を点滅させ、前方20mの位置において90デシベル以上120デシベル以下のサイレンを鳴らして走行しなければならない。また、前照灯を日中でも上向き点灯する事が推奨されている。

### 【緊急車両の走行】

状況に応じて道路の右側に、はみ出して走行(逆走)ができる。また、交通信号機の信号ほか法令の規定により停止すべき場合(進行妨害となる場合、横断等のため歩道等に進入する直前、停留中の路面電車後方、踏切の直前、横断歩道等の直前、横断歩道等付近に停止中の車両の側方通過時、一時停止の標識、交差点等進入禁止など)にも停止しないことができるが、その場合は他の交通に注意して徐行しなければならないとされている。最高速度の適用も一般車両より緩和されて、緊急走行時の最高速度は80km/hとなる。

上記の緊急車両の参考資料はあくまで法令の定義です。法令を盾に「緊急車両＝我が物顔で走行できる」ことを目的としてはいません。安全に早く現場に着くための一つの手段です。

※早く現場に着くことも大事ですが、消防団員は現場に到着してからの作業(対応力)の速さが重要です!